第三セクター等破たん時の財政的リスクの認識方法

カーピック 寺城だが成っ	> * TAX US > * Y BULLET > AA	
1. 債権・出資金の放棄額 地方公共団体にとって当該年度の財源は不要であるが資産が減少するものである。		
① 長期貸付金	0	
② 出資金	0 計	0 α
2. 当該年度に財源を要する財政的リスク 破たん時(破たん年度)に地方公共団体が負担する可能性がある財政的リスクである。		



3. 財源が手当できない可能性がある財政的リスク

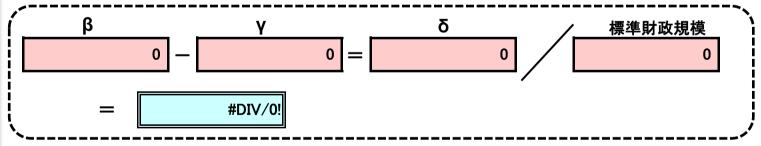
上記β から第三セクター等による弁済や財源充当が可能なものを控除したもの。地方公共団体にとって財源手当ができない場合には実質赤字額となる可能性があるものである。

① 第三セクター等の弁済可能額(※)

0

② 地方公共団体の財政調整基金額

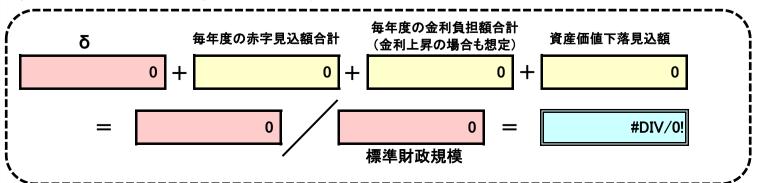
0 計 0 γ



※破たん時に弁済可能なもののみ(<u>預貯金や速やかな売却可能な資産(時価額)のみ。</u> なお、土地等については破たん時に適切な価格で売却できないリスクを考慮。)

4. 将来的なリスクを見込んだ財政的リスク

現在の財政的リスクに今後の赤字見込額や金利増加額を加算したもの。将来的に地方公共団体が負担する可能性がある(場合によっては実質赤字となる可能性がある)財政的リスクである。



※長期貸付金のうちN年度までの返済を見込んでいる場合には必要に応じて赤字見込額に含めるべきである。